

奈良市公報

号外第12号 (平成26年6月後半分)

平成27年9月14日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
印刷所 株式会社 春日

目次

規則

○奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則……………1

告示

- 一般競争入札の実施（4件）……………2
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……………2
- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………3
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………3
- 公募型プロポーザルの実施……………3
- 放置自転車等の保管……………4
- 一般競争入札の実施……………4
- 建築基準法の規定による特例許可についての公開による意見の聴取……………5
- 放置自転車等の保管……………5
- 道路の位置指定……………5
- 放置自転車等の保管……………6
- 平成26年度奈良市一般会計補正予算の要領……………6
- 開発行為に関する工事の完了（2件）……………6
- 住民票の職権消除……………7
- 一般競争入札の実施……………7
- 住民票の職権消除……………8
- 放置自転車等の保管……………8
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定……………8
- 生活保護法の規定による施術者の指定（2件）……………8
- 放置自転車等の処分……………9

監査

- 定期監査の実施結果……………9
- 住民監査請求に係る監査結果の公表……………10
- 監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知……………14

公営企業

- 一般競争入札の実施（2件）……………14
- 奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程……………14
- 奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程……………15
- 奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規程の一部を改正する規程……………18
- 奈良市排水設備指定工事店の指定……………20

消防

- 奈良市火災予防査察規程の一部を改正する訓令……………20

教育委員会

- 奈良市立小・中学校通学区検討委員会規則の一部を改正する規則……………20

選挙管理委員会

- 農業委員会委員一般選挙の実施……………20
- 農業委員会委員一般選挙に用いる投票用紙の様式等……………21
- 農業委員会委員一般選挙における各投票区の選挙長等の選任……………21
- 農業委員会委員一般選挙における開票事務……………22
- 農業委員会委員一般選挙における各選挙区各投票所の設置……………22
- 農業委員会委員一般選挙における各選挙区各投票区の投票管理者等の選任……………23
- 農業委員会委員一般選挙における各選挙区の期日前投票所の設置……………25
- 農業委員会委員一般選挙における奈良市役所期日前投票所の投票管理者等の選任……………25
- 農業委員会委員一般選挙における不在者投票管理者の事務取扱場所等……………26
- 農業委員会委員一般選挙における各選挙区の選挙会の日時等……………26
- 農業委員会委員一般選挙における選挙長の印（5件）……………26
- 農業委員会委員一般選挙における選挙長の事務取扱場所（5件）……………27
- 農業委員会委員一般選挙における選挙立会人を定めるくじを行う日時等（5件）……………27
- 農業委員会委員一般選挙の候補者の届出（5件）……………28
- 農業委員会委員一般選挙の無投票（4件）……………30

議会

- 議会議長の辞職……………31
- 議会議長の当選……………31
- 議会副議長の辞職……………31
- 議会副議長の当選……………31
- 議会運営委員会の委員の選任……………31
- 議会運営委員会の委員長及び副委員長の当選……………31
- 議会常任委員会の委員の選任……………31
- 議会常任委員会の委員長及び副委員長の当選……………32
- 奈良市広報聴聞委員会の委員の選任……………32
- 奈良市広報聴聞委員会の委員長及び副委員長の当選……………32

規則

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年6月27日

奈良市長 仲川元庸

奈良市規則第41号

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和43年奈良市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号中「については」の次に「、別に定めるもののほか」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(平成26年6月27日揭示済)

告 示**奈良市告示第439号**

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成26年6月16日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

道路改良工事（下狭川町地内・東部第109号線）ほか16件（各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格、最低制限基準価格及び最低制限モデル型算出価格は別表のとおり）

以下省略

(平成26年6月16日揭示済)

奈良市告示第440号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

なお、この入札は、変動型最低制限価格制度を採用します。詳細は、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領によります。

平成26年6月16日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 1号炉バグフィルタろ布取替工事
- (2) 工事場所 奈良市左京五丁目2番地「奈良市環境清美工場」
- (3) 工事期間 契約の日から平成27年3月26日まで
- (4) 工事概要 1号炉バグフィルタろ布取替 一式
- (5) 予定価格 48,147千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

- (6) 最低制限モデル型算出価格 41,532千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成26年6月16日揭示済)

奈良市告示第441号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成26年6月16日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 2号炉誘引送風機インバータ類取替工事
- (2) 工事場所 奈良市左京五丁目2番地「奈良市環境清美工場」
- (3) 工事期間 契約の日から平成27年3月26日まで
- (4) 工事概要 2号炉誘引送風機インバータ類取替 一式
- (5) 予定価格 27,673千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

- (6) 最低制限基準価格 23,727千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成26年6月16日揭示済)

奈良市告示第442号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成26年6月16日

奈良市長 仲川元庸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 道路災害復旧工事（月ヶ瀬桃香野地内・桃香野シノダ線）
- (2) 工事場所 奈良市月ヶ瀬桃香野地内
- (3) 工事期間 契約の日から平成26年11月28日まで
- (4) 工事概要 復旧延長 L=21.40m
土工一式 植生工一式 擁壁工一式
排水工一式 舗装工一式 撤去工一式
仮設工一式
- (5) 予定価格 24,319千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

- (6) 最低制限基準価格 19,538千円

(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成26年6月16日揭示済)

奈良市告示第443号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありま

したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成26年6月16日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
加納歯科医院	奈良県奈良市餅飯殿町38-1	平成26年4月30日

(平成26年6月16日揭示済)

り医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成26年6月16日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第444号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定によ

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
医療法人社団生和会 登美ヶ丘リハビリテーション病院	奈良県奈良市中登美ヶ丘六丁目12番2号	平成26年6月1日

(平成26年6月16日揭示済)

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成26年6月16日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第445号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
パナソニックエイジフリー介護チェーン北和	奈良県奈良市芝辻町二丁目10番10号	居宅 福祉用具貸与 居宅 特定福祉用具販売	平成26年5月1日 平成26年5月1日
株式会社アート・ドゥビブレ	京都府京都市右京区西京極南大入町86番地1	介護予防 特定介護予防福祉用具販売 介護予防 福祉用具貸与	平成26年5月1日 平成26年5月1日
あすならハイツあやめ池安心ケアシステム	奈良県奈良市あやめ池南二丁目2番16号	定期巡回随時対応型訪問介護看護	平成26年4月1日
社会福祉法人 協同福祉会	奈良県大和郡山市宮堂町字青木160番7		
あすならハイツあやめ池グループホーム	奈良県奈良市あやめ池南二丁目2番16号	地域密着型 認知症対応型共同生活介護 地域密着型介護予防 認知症対応型共同生活介護	平成26年4月1日 平成26年4月1日
社会福祉法人 協同福祉会	奈良県大和郡山市宮堂町字青木160番7		
東谷医院	奈良県奈良市南魚屋町37番地	居宅 訪問看護 居宅 居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導 介護予防 訪問看護	平成26年5月29日 平成26年5月29日 平成26年5月29日 平成26年5月29日
東谷 澄彦	京都府木津川市兜台6丁目7-2		

(平成26年6月16日揭示済)

1 公募に付する事項

奈良市告示第446号

次のとおり公募型プロポーザルに付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成26年6月16日

奈良市長 仲川元庸

項目	概要
業務名	奈良市大和茶・日本酒海外戦略事業企画運営業務
業務内容	フランスのバイヤーなどを通して、同地域での販売開拓・拡大を目的に、市内企業と現地バイヤー、レストラン関係者、流通業者などを対象とした商談会を開催し、フランスにおける商談成立やマッチングをめざすものとする。
委託期間	契約日から平成26年3月27日まで
契約形式	業務委託契約
委託予定金額	5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

以下省略

(平成26年6月16日揭示済)

奈良市告示第447号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年6月17日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成26年6月17日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

く。

- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項
(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。
(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 自転車 2,000円
原動機付自転車 4,000円
イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課
電話0742-34-1111代表
(平成26年6月17日揭示済)

奈良市告示第448号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成26年6月18日

奈良市長 仲川元庸

- 1 入札に付する事項

項目	概要
業務名称	奈良市リニア新駅設置推進イベント運営業務
業務内容	(1) イベント事前準備 ア) イベント実施手配 イ) 出演者との打ち合わせ ウ) 運営マニュアル作成 エ) 一般参加申込者の名簿管理及び参加可否の連絡 オ) 来賓への招待状発送 カ) 当日パンフレットと資料、アンケート作成 キ) 広報手段の考案 ク) パネル作成 (2) イベント当日運営 ア) 会場設営と撤去 イ) 舞台音響と照明 ウ) 事前リハーサルと打ち合わせの実施 エ) プログラム運営・進行管理 オ) イベント場内整理と誘導 カ) 出演者や来賓の接遇及び案内

	キ) 参加者受付業務 ク) 当日資料配布 ケ) 当日記録(写真、録画、録音記録) コ) イベント中止の場合の来賓への連絡 (3) イベント事後処理 ア) イベント報告書作成 イ) 基調講演・パネルディスカッションテープ起こし ウ) アンケート結果取りまとめ
委託形式	委託契約
契約期間	契約締結日から平成26年9月30日(火)まで

以下省略

(平成26年6月18日揭示済)

定により同条第5項ただし書の規定による特例許可についての公開による意見の聴取を行いますので、同条第15項の規定により次のとおり告示します。

平成26年6月19日

奈良市告示第449号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第14項の規

奈良市長 仲川元庸

期	日	平成26年6月26日(木曜日)午後7時から
場	所	奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟6階 第22会議室
申請内容	申請の要旨	第一種住居地域内における展示場(平城宮跡展示館)の新築工事について
	申請者	国土交通省近畿地方整備局 国営飛鳥歴史公園事務所長 大石 智弘
	申請場所	奈良市二条大路南三丁目215番7他
	建築物概要	敷地面積 18,416.49㎡ 建築面積 約7,300.00㎡ 延べ面積 約6,800.00㎡ 階数 2階

- この許可に利害関係を有する方はご出席ください。
- この公開による意見の聴取の詳しいことについては、奈良市都市整備部まちづくり指導室建築指導課までお問い合わせください。電話：0742-34-4750(直通)
(平成26年6月19日揭示済)

奈良市告示第450号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年6月20日

奈良市長 仲川元庸

- 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 移動年月日
平成26年6月19日
- 移動対象区域
JR奈良駅周辺、近鉄新大宮駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成26年6月20日揭示済)

奈良市告示第451号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条の規定により公告します。

平成26年6月23日

奈良市長 仲川元庸

申請者住所	生駒市東新町6番21号 ZEROビル3F
申請者氏名	株式会社 AVAX 代表取締役 永坂 俊基
道路の位置	奈良市帝塚山南五丁目1252番8、1252番9、1253番10、1252番7の一部及び1253番1の一部
道路の幅員	最大8.19m 最小8.19m
道路の延長	3.50m
指定年月日	平成26年6月23日
指定番号	第H2604号

(平成26年6月23日揭示済)

奈良市告示第452号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成26年6月23日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成26年6月23日

3 移動対象区域

J R奈良駅周辺及び近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成26年6月23日揭示済)

奈良市告示第453号

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		22,789,106 ^{千円}	9,323 ^{千円}	22,798,429 ^{千円}
	3 国庫委託金	112,904	9,323	122,227
20 繰越金		-	50,000	50,000
	1 繰越金	-	50,000	50,000
21 諸収入		3,307,372	3,304	3,310,676
	4 雑収入	1,763,578	3,304	1,766,882
歳入合計		126,000,000	62,627	126,062,627

(註)「第20款 諸収入」、「第21款 市債」を「第21款 諸収入」、「第22款 市債」に改める。

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		53,191,536 ^{千円}	50,000 ^{千円}	53,241,536 ^{千円}
	1 社会福祉費	23,550,751	50,000	23,600,751
10 消防費		4,394,717	3,304	4,398,021
	1 消防費	4,394,717	3,304	4,398,021
11 教育費		12,616,350	9,323	12,625,673
	1 教育総務費	2,782,718	9,323	2,792,041
歳出合計		126,000,000	62,627	126,062,627

(平成26年6月24日揭示済)

奈良市告示第454号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規

平成26年奈良市議会6月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成26年6月24日

奈良市長 仲川元庸

1 平成26年度奈良市一般会計補正予算（第1号）

平成26年度奈良市一般会計

補正予算（第1号）

平成26年度奈良市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ62,627千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ126,062,627千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成26年6月24日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成26年6月9日 奈良市指令都整開 第14A-3号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成26年6月24日 第1412号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市山陵町425番1の一部及び425番2の一部
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市恋の窪東町140番地の13
中村 小百合
明石市魚住町清水2395番地の71
二瀬 功二

(平成26年6月24日揭示済)

奈良市告示第455号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成26年6月25日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成25年4月19日 奈良市指令都整開 第13A-5号
平成26年6月2日 奈良市指令都整開 第13A-5-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成26年6月25日 第1413号
公共施設 平成26年6月25日 第661号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市石木町798番、799番、800番、802番1、803番1、804番1、805番1、806番、807番1及び807番2
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良県北葛城郡広陵町馬見南四丁目1番18号
医療法人良成会エリシオンクリニック
理事長 金子 紳一郎
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
(1) 水路
奈良市石木町802番1の一部、803番1の一部、804番1の一部、805番1の一部、807番1の一部及び807

番2の一部

(2) 防火水槽

奈良市石木町798番の一部

(平成26年6月25日揭示済)

奈良市告示第456号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で削除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分に不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して異議申立てをすることができるとともに、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に奈良県知事に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。

この訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することはできません。

平成26年6月25日

奈良市長 仲川元庸

以下省略

(平成26年6月25日揭示済)

奈良市告示第457号

施設内動画広告の設置に係る行政財産の貸付けについて、次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成26年6月25日

奈良市長 仲川元庸

第1 入札に付する事項

- 1 件名 施設内動画広告の設置に係る行政財産の貸付け
- 2 貸付期間 平成26年10月1日から平成31年9月30日まで
- 3 貸付物件 下表のとおり

物件記号	所在地	設置課	設置場所	最低貸付料
B	奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 東棟1階	市民課	市民課 証明交付窓口	5,355,000円 (5年間の貸付期間の総額)
	奈良市学園南三丁目1番5号 西部会館2階	西部出張所 住民課	西部出張所 住民課交付窓口	
	奈良市右京一丁目1番地の4 北部会館1階	北部出張所	北部出張所窓口	
	奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 中央棟1階	管財課	エレベーター ホール	
	奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟1階	管財課	エレベーター ホール	

- (1) 入札説明会及び現地説明会は実施しません。なお、設置場所の見学を希望する場合は、奈良市総務部管財課(0742-34-4724)にご連絡ください。
- (2) 落札者は、貸付期間中、継続的にモニター広告を設置しなければなりません。
- (3) 貸付期間の更新は、行いません。
- (4) 最低貸付料を予定価格とします。
- (5) 最低貸付料は、5年間の貸付期間の総額であり、消費税及び地方消費税を含まない額です。

以下省略

(平成26年6月25日揭示済)

奈良市告示第458号

下記に掲げる者は、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で削除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分不服のある者は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して異議申立てをすることができるとともに、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に奈良県知事に対して審査請求することができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に対する判決があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。

この訴えは、審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することはできません。

平成26年6月26日

奈良市長 仲川元庸

以下省略

(平成26年6月26日揭示済)

奈良市告示第459号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成27年6月26日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成26年6月26日

3 移動対象区域

近鉄奈良駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成26年6月26日揭示済)

奈良市告示第460号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成26年6月27日

奈良市長 仲川元庸

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者		居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成26年6月1日 平成26年6月1日
名称	主たる事務所の所在地		
吉祥寺デイサービス	奈良県奈良市学園北一丁目15番1号		
株式会社 月芳	奈良県奈良市杉ヶ町33番地3		

(平成26年6月27日揭示済)

用する同法第49条の規定により施術者の指定をしますので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成26年6月27日

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第461号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
村田 耕作		柔道整復	平成26年5月29日
むらた整骨院 (村田 耕作)	奈良県奈良市学園北二丁目5-1-201		

(平成26年6月27日揭示済)

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしますので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

奈良市告示第462号

平成26年 6月27日

奈良市長 仲 川 元 庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
本田 剛之		柔道整復	平成26年 6月16日
本田整骨院 (本田 剛之)	奈良県奈良市大宮町三丁目2-10 三洋ビル202号室		

(平成26年 6月27日揭示済)

奈良市告示第463号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成26年 6月30日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設

3 処分年月日

平成26年 6月30日

4 処分対象自転車等の移動年月日

平成25年12月 2日、同月 5日、同月 8日、同月10日、
同月12日、同月13日、同月16日、同月17日及び同月20日

(平成26年 6月30日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成26年 6月23日

奈良市監査委員	中 村 勝三郎
同	中 本 勝
同	三 浦 教 次
同	松 田 末 作

奈 監 第 43 号
平成26年 6月23日

奈良市長 仲 川 元 庸 様
奈良市議会議長 土 田 敏 朗 様
奈良市公平委員会委員長 宮 脇 紀 夫 様

奈良市監査委員	中 村 勝三郎
同	中 本 勝
同	三 浦 教 次
同	松 田 末 作

定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

なお、今回の定期監査は、平成25年度の財務に関する事務の執行について実施したので、監査対象を平成25年度の組織名で表示しました。

1 監査対象

総合政策部	総合政策課	行政経営課	財政課
	情報政策課		
総 務 部	文書法制課		
税 務 室	市民税課	資産税課	
保健福祉部	福祉医療課	保護第一課	保護第二課
	長寿福祉課		
子ども未来部	こども園推進課		
	保育所・幼稚園課		
	保育園（若草、高円、朱雀、京西）		

保 健 所	保健予防課	健康増進課
観光経済部	観光戦略課	観光振興課

公平委員会事務局

2 監査期間

平成26年 4月14日～同年 6月20日

3 監査方法

平成25年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた平成26年 2月末日現在の資料に基づき、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で実施した。

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

なお、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

保健福祉部

福祉医療課

(1) 後期高齢者医療特別会計では、平成24年度出納整理期間中に収入した保険料を歳計剰余繰越金として平成25年度に繰り越している。この出納整理期間中の歳入について、平成25年度 6月以降（歳計剰余金として繰り越した後）に過誤納が判明した場合、歳計剰余繰越金を戻出し、被保険者に還付していた。出納閉鎖後は、地方自治法施行令第165条の8の規定に則り、歳出として還付されたい。

(2) 後期高齢者医療保険料納入通知書等の物品供給契約には、当該通知書等の印刷のほかに、当該通知書等の封入封かん業務が含まれ、外部の業者が個人情報を取り扱うことになるが、当該契約書には、封入封かん業務及び個人情報の取扱いについての記載がなかった。業務内容を明確にするとともに、奈良市個人情報保護条例施行規則第3条の規定に基づき、適正な契約を行われたい。

保護第一課

保護第二課

(1) 民生費雑入のうち、生活保護法第63条に基づく返還金及び同法第78条に基づく徴収金については、督促及び催告が行われていない。奈良市債権管理条例の規定に則り、適正に債権管理を行われたい。

(2) 扶助費（保護費）で現金を取り扱うもののうち、緊急支給分と戻入金については、支給又は戻入の手続の途上、現金で保管するリスクを軽減するため、課で管理するそれぞれの銀行口座に預金し、保管している。当該銀行口座には、毎月・各年度の入出金が入り組んでおり、当該銀行口座の残高の正確性を容易に確認できない状態であった。定期的かつ客観的に残高の正確性を確認できる仕組みを整えられたい。

長寿福祉課

生活管理指導短期宿泊事業において、短期宿泊の利用決定の通知日より後の日付で、利用申込書に受付印が押されているものが見受けられた。適正に事務処理をされたい。

観光経済部

観光戦略課

「海外版旅サラダ『Travel Salad』を利用したアジア地域における観光情報発信事業業務」は、観光PR用VTRを作成し、アジア地域での放映権を獲得することを目的とした広告業務であるが、受注者から提出された業務完了届には放映権獲得についての記載がなく、課としてもその状況を把握していなかった。発注した業務の完了確認を確実に行われたい。

観光振興課

奈良町にぎわい室で管理している公用車（業務用車）2台のうちの1台（電気自動車）については、奈良市公用車管理規則第18条の規定により同規則別記第7号様式に定める運転報告書とは別の様式の運転報告書を作成し、公用車管理者（奈良町にぎわい室長が該当）への報告を3回分まとめて行っていた。公用車を使用した場合には、同規則別記第7号様式

に定める運転報告書を翌日の使用時までに公用車管理者に提出するよう改められたい。

(平成26年6月23日揭示済)

奈良市監査委員告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第4項の規定により通知したので、次のとおり公表します。

平成26年6月30日

奈良市監査委員	中村勝三郎
同	中本勝
同	三浦教次
同	松田末作

奈監第47号
平成26年6月30日

請求人

奈良市山陵町443の5
桐山幸矩様
奈良市登美ヶ丘三丁目5-3
細田強二様
奈良市学園朝日元町1-613-1 B-106
澤中弘様
奈良市中登美ヶ丘6-9-1-610
白川忠志様

奈良市監査委員	中村勝三郎
同	中本勝
同	三浦教次
同	松田末作

住民監査請求の結果について（通知）

平成26年5月19日付けで提出のあった住民監査請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査した結果、その内容を次のとおり通知します。

1 監査対象部局

奈良市環境部環境事業室リサイクル推進課及び環境清美工場

2 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定により、平成26年6月9日に証拠の提出及び陳述の聴取を行った。

3 関係職員の陳述

平成26年6月9日に環境部長、環境事業室長、リサイクル推進課長及び環境清美工場長に対し、陳述の聴取を行った。

4 請求の要旨

請求人が請求している要旨は、概ね次のとおりである。

第1 請求の趣旨

奈良市長は、市の環境清美部リサイクル推進課における、資源回収品（アルミ缶・スチール缶）の売却代金及び同部環境清美工場における、一般廃棄物処分手数料及び破碎スクラップ・アルミスクラップ・大型鉄・廃自動車の各売却代金（以上の売却代金・手数料を以下単に物品売却代金という）が、上記部課においての地方自治法・同施

行令及び市債権管理条例・市規則に違反しての、管理上の重大な過失による任務懈怠によって、また、債権管理者たる市長の重過失による管理懈怠もあって、多件数、且つ、多額に、発生以降、多年にわたっての、実質上の請求が放置状態になっている債権（以下単に回収放置債権という）が、現在も違法な怠る事実である不作為の下にあって、許されるものでは無く、即刻是正されなければならないものであるところ、以上に対し、

- 1 地方自治法第240条第1項、同施行令第171条・第171条の2及び市債権管理条例第6条・第10条に則って、回収放置債権について、債務者に対し、直ちに民事法上の督促及び訴訟手続に着手し、判決を得ることにより、請求せよ。また、債務名義を得ての強制執行により、早急なる回収をせよ。
- 2 回収放置債権を、可及的速やかに、回収可能見込債権と回収不能見込債権とに区分して、その金額を確定せよ。
- 3 前2において確定した回収不能見込債権を、当該それぞれの債権の発生から2年間の期間内において、市長の職にあった者に対しては、重大な過失により、法令の規定に違反し、且つ、管理上の任務懈怠によって、市に与えた不法行為による損害として、その賠償を請求せよ。また、同期間内において、環境清美部の担当部長及びリサイクル推進課の課長、環境清美工場の課長の職にあった者に対しては、重大な過失により法令の規定に違反し、且つ、任務懈怠によって市に与えた損害として、その賠償を請求せよ。

との勧告をする等の必要な措置をとること。

第2 請求の理由

回収放置債権の内容の明細

イ リサイクル推進課及び環境清美工場の未回収内容

概要 売却発生期間が、1984（昭和59）年10月から2011（平成23）年10月までの間

件数 149件

金額 126,649,249円

ロ 課別・売却物件別の明細

リサイクル推進課

資源回収品（アルミ缶・スチール缶）売却代 72件 68,196,912円

環境清美工場

一般廃棄物処分手数料	45件	16,793,280円
破碎スクラップ売却代	5件	34,389,642円
アルミスクラップ売却代	10件	3,815,110円
大型鉄売却代	5件	2,235,255円
廃自転車売却代	12件	1,219,050円
計	77件	58,452,337円

ハ 売却先別の明細

A（同一個人）	22件	15,584,214円	（リサイクル推進課）
B（同一個人）	44件	46,002,227円	（リサイクル推進課）
C（同一法人）	6件	6,610,471円	（リサイクル推進課）
	1件	4,490,549円	（環境清美工場）
Cの計	7件	11,101,020円	
一元売却*	76件	53,961,788円	（環境清美工場）

* 同一個人・法人に対する複数件数の売却先としては、A・B・C以外にもあるものと予想されるが、開示資料からは、上記以外の特定は不可能であった。

5 監査対象事項

リサイクル推進課及び環境清美工場において、昭和59年から平成23年3月までの間に発生したとされる、一般廃棄物処分手数料並びに破碎スクラップ売却処分収入、アルミスクラップ売却処分収入、大型鉄売却処分収入及び廃自転車売却処分収入並びに資源回収品売却処分収入の未収債権の管理を、違法不当に怠る事実があるかどうか、また、それに起因する損害が奈良市に発生したかどうかについて監査した。

6 監査の結果

事実関係及び監査委員の判断は、次のとおりである。

（事実関係）

関係職員等からの事情聴取等による事実関係は、次のとおりである。

(1) 未収債権について

本件住民監査請求において、請求人が管理を怠っているとしている未収債権は、環境部の環境清美工場所管の一般廃棄物処分手数料並びに破碎スクラップ売却処分収入、アルミスクラップ売却処分収入、大型鉄売却処分収入及び廃自転車売却処分収入並びにリサイクル推進課所管の資源回収品売却処分収入（アルミ缶及びスチール缶）であり、請求人が主張する未収債権の

状況について、環境清美工場及びリサイクル推進課が保有している関係書類と照合等した結果、本件住民監査請求の対象となる未収債権は、次のとおりである。

なお、※印の一括調定された破碎スクラップ売却処

【環境清美工場所管（一般廃棄物処分手数料）】

分収入以外の調定年度は、当該調定番号の冒頭2桁が西暦の下2桁を表示していることから、起票した年度が確認できる。

債務者	調定年度	件数	未収債権の合計額	備 考
A	平成11年度	1件	477,700円	平成5年度分の滞納繰越分を起票
	平成12年度	3件	1,909,100円	
	平成13年度	4件	200,000円	平成11年度に起票した平成5年度分の滞納繰越分を分割して起票
	平成13年度	4件	2,629,800円	
B	平成14年度	5件	3,803,700円	
	平成15年度	10件	3,603,700円	
C	平成15年度	10件	2,485,900円	
	平成16年度	4件	906,200円	
D	平成10年度	1件	747,960円	平成7年度及び平成8年度分を起票
E	平成10年度	3件	29,220円	平成9年度分を起票
合 計		45件	16,793,280円	

【環境清美工場所管（破碎スクラップ売却処分収入、アルミスクラップ売却処分収入、大型鉄売却処分収入及び廃自転車売却処分収入）】

債務者	調定年度	件数	未収債権の合計額	備 考
F	昭和59年度	1件	19,347,334円	破碎スクラップ売却処分収入（一括調定※）
G	平成21年度	3件	10,551,759円	
H	平成22年度	1件	4,490,549円	
I	平成18年度	3件	856,170円	アルミスクラップ売却処分収入
	平成21年度	1件	240,081円	アルミスクラップ売却処分収入（平成18年度分を起票）
J	平成18年度	2件	1,107,334円	アルミスクラップ売却処分収入
	平成19年度	4件	1,611,525円	
	平成18年度	2件	219,150円	大型鉄売却処分収入
	平成21年度	1件	573,877円	大型鉄売却処分収入（平成18年度分を起票）
	平成22年度	1件	381,755円	
K	平成20年度	1件	1,060,473円	大型鉄売却処分収入
L	平成17年度	11件	1,156,050円	廃自転車売却処分収入
	平成18年度	1件	63,000円	廃自転車売却処分収入
合 計		32件	41,659,057円	

【リサイクル推進課所管（資源回収品売却処分収入）】

債務者	調定年度	件数	未収債権の合計額	備 考
J	平成19年度	10件	15,224,214円	平成19年度のアルミ缶未収分を分割して起票
	平成23年度	12件	360,000円	
G	平成20年度	8件	8,872,747円	
	平成22年度	36件	37,129,480円	
H	平成22年度	6件	6,610,471円	
合 計		72件	68,196,912円	

(2) 債権別の状況について

ア 環境清美工場所管の一般廃棄物処分手数料について

一般廃棄物処分手数料（以下「手数料」という。）は、一般廃棄物処理業者が回収した一般廃棄物を環境清美工場に搬入した量により納付する手数料である。

手数料の未収債権については、調定票、計量伝票等が確認できなかった。なお、催告（納入の通知や催促と記載した文書も含む。）を債務者Aと債務者Bに11回、債務者Cに6回、債務者Dと債務者Eに14回、発送したとする起案文書を確認したが、督促状の発送は確認できなかった。なお、債務者Aについては、分割納付している時期があるが、催告書発送の起案文書と環境清美工場の担当者からの聞き取りから、平成14年5月27日前に納付されたのが最後までのものであった。

イ 環境清美工場所管の破碎スクラップ売却処分収入、アルミスクラップ売却処分収入、大型鉄売却処分収入及び廃自転車売却処分収入について

破碎スクラップ売却処分収入、アルミスクラップ売却処分収入、大型鉄売却処分収入及び廃自転車売却処分収入（以下「破碎スクラップ等収入」という。）は、環境清美工場に搬入された廃棄物から分別し、回収業者に引き取らせ、当該売却代金を後日に納付させている。回収業者は、一定期間ごとに、指名競争入札を実施し、選定しているが、平成19年度以前の契約関係書類が確認できず、確認ができたのは、平成21年度と平成22年度に一括調定されていた破碎スクラップ売却処分収入と、平成20年度の大型鉄売却処分収入のみであった。

破碎スクラップ等収入の未収債権については、調定票、計量票及び明細書が確認できたのは5件分であった。また、催告については、債務者Iと債務者Lに2回、債務者Jと債務者Kに1回、発送したことが債権管理台帳に記載され、発送したとする起案文書を確認した。督促については、債務者Fに2回、発送したとする記録が債権管理台帳にあった。なお、分割納付を、債務者F、債務者I及び債務者Jから受けており、債務者Fからは、平成25年3月21日に納付を受けていることが確認できた。

ウ リサイクル推進課所管の資源回収品売却処分収入について

資源回収品売却処分収入（以下「資源回収品収入」という。）である、アルミ缶とスチール缶は、資源回収品として回収した空き缶から、アルミ缶とスチール缶を分別し、塊にしたものを、回収業者に引き取らせ、当該売却代金を後日に納付させている。回収業者は、一定期間ごとに、指名競争入札を実施し、選定している。これは、当時の契約関係書類から確認ができた。

資源回収品収入の未収債権については、計量伝票と確認書（計算書）がともに確認できなかったものが6件分あった。債務者Jからは、分割納付を受けており、平成20年11月4日と平成23年3月22日にそれぞれ3万円が納付されたことと債権管理台帳に記載されていた。また、債務者G及び債務者Hには、平成24年5月10日に督促状を発送したことが、債権管理台帳に記載されていた。

(3) 所在調査、財産調査等について

債務者Hに対しての債務名義の取得に伴う手続を開始したことや、他の債務者の商業登記簿謄本又は不動産登記簿謄本を取得したことを、平成25年度以降に行ったことが債権管理台帳に記載されている。

（監査委員の判断）

本件住民監査請求の対象となっている未収債権のうち、手数料については、非強制徴収公債権であることから、5年の消滅時効が完成している。したがって、地方自治法第242条第2項本文に定める「当該行為のあった日又は終わった日」は、消滅時効により、債権の回収が不可能になった日であり、手数料の未収債権に係る部分は、監査請求の期間を徒過していることから、却下とする。

一方、私債権である、破碎スクラップ等収入及び資源回収品収入の未収債権については、地方自治法第231条の3第1項に定める督促が一部を除いて行われておらず、また、適時に所在調査や財産調査も行われていなかった。しかし、債務者から法律上、有効な時効の援用が行われたとは確認できないことから、当該未収債権について、消滅しておらず、奈良市に損害が発生していない。よって、破碎スクラップ等収入及び資源回収品収入の未収債権に係る部分は、請求人の主張に理由がないので、棄却とする。

しかしながら、私債権について、奈良市に損害が発生していないものの、鋭意、債権の回収を進める必要があることなどから、別紙のとおり、奈良市長に要望した。

別紙

奈 監 第 46 号
平成26年6月30日

奈良市長 仲 川 元 庸 様

奈良市監査委員 中 村 勝三郎
同 中 本 勝
同 三 浦 教 次
同 松 田 末 作

未収債権の適正な債権管理と早期回収について
（要望）

平成26年5月19日付けで提出のあった住民監査請求は、棄却（一部却下）したが、対象となった未収債権のうち、環境清美工場所管の一般廃棄物処分手数料については、消滅時効に至った事実を重く受け止め、再発防止に努めるとともに、環境清美工場所管の破碎スクラップ売却処分収入、アルミスクラップ売却処分収入、大型鉄売却処分収入及び廃自転車売却処分収入並びにリサイクル推進課所管の資源

回収品売却処分収入については、奈良市債権管理条例に則り、適正に事務手続を行い、未収債権を早期に回収されるよう要望する。

(平成26年6月30日揭示済)

奈良市監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成26年6月30日

奈良市監査委員 中村 勝三郎
同 中本 勝
同 三浦 教次
同 松田 末作

観光戦略課

監査結果公表日 平成26年6月23日

(奈良市監査委員告示第10号)

措置結果通知日 平成26年6月24日

【監査の結果】

「海外版旅サラダ『Travel Salad』を利用したアジア地域における観光情報発信事業業務」は、観光PR用VTRを作成し、アジア地域での放映権を獲得することを目的とした広告業務であるが、受注者から提出された業務完了届には放映権獲得についての記載がなく、課としてもその状況を把握していなかった。発注した業務の完了確認を確実に行われたい。

【措置の内容】

「海外版旅サラダ『Travel Salad』を利用したアジア地域における観光情報発信事業業務」については、後日、放映権の獲得内容を明記した業務完了届の再提出を求め、発注した業務の完了を確認しました。

(平成26年6月30日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第23号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

平成26年6月16日

奈良市公営企業管理者
池田 修

1 入札に付する事項

簡易水道施設草刈委託、奈良市月ヶ瀬石打地内 他19箇所（工事種別、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限基準価格は別表のとおり）

以下省略

(平成26年6月16日揭示済)

奈良市企業局告示第24号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市企業局契約に関する規程において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

なお、この入札は、変動型最低制限価格制度を採用します。詳細は、予定価格及び最低制限価格等の設定に関する事務取扱要領によります。

平成26年6月16日

奈良市公営企業管理者
池田 修

第1 入札に付する事項

- 1 工事名 東部第2-2地区中継ポンプ設置工事
(水間) 35工区
- 2 工事場所 奈良市水間町地内他
- 3 工事期間 契約の日から平成27年3月20日まで
- 4 工事概要 マンホールポンプ設置工事 11箇所
着脱装置付水中汚水ポンプ 22台
ポンプ制御盤 11面
付帯工 1式
- 5 予定価格 83,530千円
(消費税及び地方消費税を除く。)
- 6 最低制限モデル型算出価格 73,700千円
(消費税及び地方消費税を除く。)

以下省略

(平成26年6月16日揭示済)

奈良市企業局管理規程第10号

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年6月27日

奈良市公営企業管理者
池田 修

奈良市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

奈良市水道事業給水条例施行規程（昭和60年奈良市水道局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第11条第4号中「14パーセント」を「14.38パーセント」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第12条関係）

給水装置修繕費算出表

(1) 漏水

区 分	労務費	材 料 費
	円	
パッキン取替	2,100	無料
給水栓取替	2,560	管理者が定める単価表による。

(2) 破裂

区 分	労 務 費						材 料 費
	継手工	管連絡工	普通土掘削工		コンクリート掘削工		
			掘削土量が0.06m ³ 以下のもの	掘削土量が0.06m ³ を超えるもの	掘削土量が0.06m ³ 以下のもの	掘削土量が0.06m ³ を超えるもの	
鉛管類	口径 耗	円	円	円	円	円	円
	13	3,080	2,560				
	20	3,890	3,660	1,110	2,790	1,290	3,140
	25	4,470	4,760				
	40	6,320	7,320				
ビニル管類	13	660	2,560				
	20		3,660	1,110	2,790	1,290	3,140
	25	1,330	4,760				
	40	1,990	7,320				
	50	2,660	9,150		3,730		4,190
鋼管類	13		2,560				
	20		3,660	1,110	2,790	1,290	3,140
	25	1,490	4,760				
	40		7,320				
	50	1,720	9,150		3,730		4,190

管理者が定める単価表による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程による改正後の奈良市水道事業給水条例施行規程別表の規定は、この規程の施行の日以後における給水装置の修繕申込みに係る費用について適用し、同日前に修繕申込みがあったものについては、なお従前の例による。

(平成26年6月27日揭示済)

奈良市企業局管理規程第11号

奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年6月27日

奈良市公営企業管理者
池田 修

奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程

奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成26年奈良市企業局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式を次のように改める。

第3号様式(第5条関係)

(1枚目)

(表)

年度 奈良都市計画下水道事業受益者負担金納入通知書 奈良市企業局

受益者氏名 〃 様方 様

通知書番号		地区		年次	
負担区	第	賦課年度		年度	
受益総地積					
1㎡あたり負担金					
負担金額					
更正額					
負担金決定額					
本年度納付額					
第1期納付額					
第2期以降納付額					
納付金					
報奨金					

右のとおり納めてください。

年 月 日

奈良市公営企業管理者 印

期別	第1期	第2期	第3期
本年度	円	円	円
納付額			
納期限	年 月 日	年 月 日	年 月 日

(裏面の説明をごらんください。)

(2枚目)

(表)

奈良都市計画下水道事業
年度 領収証書

受益者負担金
(全年前納分)

通知書番号	
地 区	
負 担 区	
賦 課 年 度	年度
全年度納付額	円
第2期以後納付額	円
報 奨 率	%
前納報奨金	
差引納付額	
前納取扱期限	

様

上記のとおり
収納しました。

奈良市
公営企業管理者

領収日付印
全年
前納

(この領収証書は、5年間保存してください。)

奈良都市計画下水道事業
年度 領収済通知書
(全年前納分)

受益者負担金

様納

通知書番号		負担金額	円
前納取扱期間		前納報奨金	円
		差引納付額	円

上記のとおり収納しました。

(奈良市保管) (宛先)奈良市公営企業管理者

(前納取扱期間後、この納付書は使用できません)

この領収済通知書は直接機械に読み込ませないので汚したり折り曲げたりしないでください。

(3枚目)

(表)

<p style="text-align: center;">奈良都市計画下水道事業</p> <p>年度 領収証書</p> <p style="text-align: center;">受益者負担金 (全年前納分)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>通知書番号</td><td></td></tr> <tr><td>地 区</td><td></td></tr> <tr><td>負 担 区</td><td></td></tr> <tr><td>賦 課 年 度</td><td style="text-align: right;">年度</td></tr> <tr><td>全年度納付額</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>第2期以後納付額</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>報 奨 率</td><td style="text-align: right;">%</td></tr> <tr><td>前納報奨金</td><td></td></tr> <tr><td>差引納付額</td><td></td></tr> <tr><td>前納取扱期限</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center;">様</p> <p>上記のとおり 収納しました。</p> <p style="text-align: center;">領収日付印 本年 前納</p> <p>奈良市 公営企業管理者</p> <p>(この領収証書は、5年間保存してください。)</p>	通知書番号		地 区		負 担 区		賦 課 年 度	年度	全年度納付額	円	第2期以後納付額	円	報 奨 率	%	前納報奨金		差引納付額		前納取扱期限		<p style="text-align: center;">奈良都市計画下水道事業</p> <p>年度 領収済通知書 (全年前納分)</p> <p style="text-align: center;">受益者負担金</p> <div style="border: 1px solid black; height: 50px; width: 100%;"></div> <p style="text-align: right;">様納</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>通知書番号</td><td></td><td>負担金額</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>納期限</td><td></td><td>前納報奨金</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>差引納付額</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">上記のとおり収納しました。</p> <p style="text-align: center;">(奈良市保管) (宛先)奈良市公営企業管理者 (前納取扱期間後、この納付書は使用できません)</p>	通知書番号		負担金額	円	納期限		前納報奨金	円			差引納付額	円
通知書番号																																	
地 区																																	
負 担 区																																	
賦 課 年 度	年度																																
全年度納付額	円																																
第2期以後納付額	円																																
報 奨 率	%																																
前納報奨金																																	
差引納付額																																	
前納取扱期限																																	
通知書番号		負担金額	円																														
納期限		前納報奨金	円																														
		差引納付額	円																														

この領収済通知書は直接機械に読み込まれますので汚したり折り曲げたりしないでください。

(4枚目)

(表)

<p style="text-align: center;">奈良都市計画下水道事業</p> <p>年度 領収証書</p> <p style="text-align: center;">受益者負担金 (全年前納分)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>通知書番号</td><td></td></tr> <tr><td>地 区</td><td></td></tr> <tr><td>負 担 区</td><td></td></tr> <tr><td>賦 課 年 度</td><td style="text-align: right;">年度</td></tr> <tr><td>第1期納付額</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>延 滞 金</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>合 計</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>納 期 限</td><td style="text-align: right;">年 月 日</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">様</p> <p>上記のとおり 収納しました。</p> <p style="text-align: center;">領収日付印 1 期</p> <p>奈良市 公営企業管理者</p> <p>(この領収証書は、5年間保存してください。)</p>	通知書番号		地 区		負 担 区		賦 課 年 度	年度	第1期納付額	円	延 滞 金	円	合 計	円	納 期 限	年 月 日	<p style="text-align: center;">奈良都市計画下水道事業</p> <p>年度 領収済通知書 (全年前納分)</p> <p style="text-align: center;">受益者負担金</p> <div style="border: 1px solid black; height: 50px; width: 100%;"></div> <p style="text-align: right;">様納</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>通知書番号</td><td></td><td>負担金額</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>納期限</td><td></td><td>前納報奨金</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>差引納付額</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td></td><td></td><td>合計</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">上記のとおり収納しました。</p> <p style="text-align: center;">(奈良市保管) (宛先)奈良市公営企業管理者</p>	通知書番号		負担金額	円	納期限		前納報奨金	円			差引納付額	円			合計	円
通知書番号																																	
地 区																																	
負 担 区																																	
賦 課 年 度	年度																																
第1期納付額	円																																
延 滞 金	円																																
合 計	円																																
納 期 限	年 月 日																																
通知書番号		負担金額	円																														
納期限		前納報奨金	円																														
		差引納付額	円																														
		合計	円																														

この領収済通知書は直接機械に読み込まれますので汚したり折り曲げたりしないでください。

(注)5枚目及び6枚目は、第2期分及び第3期分の領収証書・領収済通知書とし、当該様式は第1期に準ずる。

附則

この規程は、平成26年6月30日から施行する。
(平成26年6月27日揭示済)

奈良市企業局管理規程第12号

奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年6月27日

第3号様式(第5条関係)

(1枚目)

(表)

年度 農業集落排水事業分担金納入通知書

奈良市企業局

受益者住所・氏名 千

様方

様

通知書番号	
賦課年度	年度
分担金額	円
納付済額	円
差引納付額	円

右のとおり納めてください。

年 月 日

奈良市公営企業管理者



期別	第1期	第2期	第3期
納付額	円	円	円
納期限	年 月 日	年 月 日	年 月 日

(裏面の金融機関で納めてください。)

(2枚目)

(表)

<p style="text-align: center;">農業集落排水事業</p> <p style="text-align: center;">年度 分担金 (一括納付分)</p> <p style="text-align: right;">領収証書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>通知書番号</td><td></td></tr> <tr><td>賦課年度</td><td></td></tr> <tr><td>分担金額</td><td></td></tr> <tr><td>納付済額</td><td></td></tr> <tr><td>差引納付額</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">様</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px auto; width: 80%;"> 領収日付印 一括 </div> <p>上記のとおり 収納しました。</p> <p style="text-align: center;">奈良市 公営企業管理者</p> <p style="font-size: 0.8em;">(この領収証書は、5年間保存してください。)</p>	通知書番号		賦課年度		分担金額		納付済額		差引納付額		<p style="text-align: center;">農業集落排水事業</p> <p style="text-align: center;">年度 分担金</p> <p style="text-align: right;">領収済通知書 (全年前納分)</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px; font-weight: bold; margin-bottom: 10px;">奈良市企業局</div> <div style="border: 1px solid black; height: 50px; width: 100%; margin-bottom: 10px;"></div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">様納</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>款</td><td></td><td>通知書番号</td><td></td></tr> <tr><td>項</td><td></td><td>賦課年度</td><td></td></tr> <tr><td>目</td><td></td><td>納付額</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>節</td><td></td><td>納期限</td><td></td></tr> <tr><td>細節</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px auto; width: 80%;"> 領収日付印 一括 </div> <p style="text-align: right;">上記のとおり収納しました。</p> <p style="text-align: center; font-size: 0.8em;">(奈良市保管) (宛先)奈良市公営企業管理者 (前納取扱期間後、この納付書は使用できません)</p>	款		通知書番号		項		賦課年度		目		納付額	円	節		納期限		細節			
通知書番号																															
賦課年度																															
分担金額																															
納付済額																															
差引納付額																															
款		通知書番号																													
項		賦課年度																													
目		納付額	円																												
節		納期限																													
細節																															

この領収済通知書は直接機械に読み込まますので汚したり折り曲げたりしないでください。

(3枚目)

(表)

<p style="text-align: center;">農業集落排水事業</p> <p style="text-align: center;">年度 分担金 (一括納付分)</p> <p style="text-align: right;">領収証書</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>通知書番号</td><td></td></tr> <tr><td>賦課年度</td><td></td></tr> <tr><td>分担金額</td><td></td></tr> <tr><td>納付済額</td><td></td></tr> <tr><td>差引納付額</td><td></td></tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">様</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px auto; width: 80%;"> 領収日付印 本年 </div> <p>上記のとおり 収納しました。</p> <p style="text-align: center;">奈良市 公営企業管理者</p> <p style="font-size: 0.8em;">(この領収証書は、5年間保存してください。)</p>	通知書番号		賦課年度		分担金額		納付済額		差引納付額		<p style="text-align: center;">農業集落排水事業</p> <p style="text-align: center;">年度 分担金</p> <p style="text-align: right;">領収済通知書 (全年前納分)</p> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px; font-weight: bold; margin-bottom: 10px;">奈良市企業局</div> <div style="border: 1px solid black; height: 50px; width: 100%; margin-bottom: 10px;"></div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">様納</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>款</td><td></td><td>通知書番号</td><td></td></tr> <tr><td>項</td><td></td><td>賦課年度</td><td></td></tr> <tr><td>目</td><td></td><td>納付額</td><td style="text-align: right;">円</td></tr> <tr><td>節</td><td></td><td>納期限</td><td></td></tr> <tr><td>細節</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px auto; width: 80%;"> 領収日付印 本年 </div> <p style="text-align: right;">上記のとおり収納しました。</p> <p style="text-align: center; font-size: 0.8em;">(奈良市保管) (宛先)奈良市公営企業管理者 (前納取扱期間後、この納付書は使用できません)</p>	款		通知書番号		項		賦課年度		目		納付額	円	節		納期限		細節			
通知書番号																															
賦課年度																															
分担金額																															
納付済額																															
差引納付額																															
款		通知書番号																													
項		賦課年度																													
目		納付額	円																												
節		納期限																													
細節																															

この領収済通知書は直接機械に読み込まますので汚したり折り曲げたりしないでください。

附 則
この規程は、平成26年6月30日から施行する。
(平成26年6月27日揭示済)

奈良市企業局告示第25号

奈良市排水設備指定工事店の指定をしたので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規則（平成26年奈良市企業局
2 指定工事店

区域	受付番号	指定番号	店舗の所在地	会社名又は商号	代表者又は氏名
市内	1	第448号	奈良市五条町17-28	家・水工房 創楽	榎 進
市外	2	第449号	橿原市南八木町三丁目3-3-2	エージー設備	松場 友和
市外	3	第450号	磯城郡三宅町但馬424-9	建築工房グリーンステージ	林 邦夫
市外	4	第451号	生駒郡三郷町勢野北五丁目4番13号	松谷水道	松谷 勇己
市外	5	第452号	生駒市小瀬町898-18	福田設備	福田 拓記
市内	6	第453号	奈良市大慈仙町481-3	奥田石材工業	奥田 哲也
市外	7	第454号	生駒市山崎町2-12	松元設備	松元 健彰
市外	8	第455号	生駒市南田原町1158番地19	株式会社 山口設備	代表取締役 山口 直樹

(平成26年6月30日揭示済)

消 防

奈良市消防局長訓令甲第5号

全 職 員

奈良市火災予防査察規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年6月20日

奈良市消防局長 酒 井 孝 師

奈良市火災予防査察規程の一部を改正する訓令

奈良市火災予防査察規程（平成19年奈良市消防局長訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

第32条第2項中「第8条の2第4項」を「第8条の2第7項」に改める。

第40条第2号を次のように改める。

(2) 法第8条第4項（第36条第1項において準用する場合を含む。）及び法第8条の2第6項（第36条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく防火管理者及び統括防火管理者の行うべき業務についての命令

附 則

この訓令は、平成26年7月1日から施行する。

(平成26年6月20日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市立小・中学校通学区域検討委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年6月30日

管理規程第4号）第10条の規定により、次のとおり公示します。

平成26年6月30日

奈良市公営企業管理者
池 田 修

1 指定年月日

平成26年6月30日

奈良市教育委員会

委員長 杉 江 雅 彦

奈良市教育委員会規則第6号

奈良市立小・中学校通学区域検討委員会規則の一部を改正する規則

奈良市立小・中学校通学区域検討委員会規則（昭和63年奈良市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「委嘱する」を「委嘱又は任命する」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成26年6月30日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第18号

奈良市農業委員会の委員の任期満了による一般選挙を次のとおり行います。

平成26年6月29日

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保 武 志

1 選挙の期日 平成26年7月6日

2 選挙すべき委員の数

選 挙 区	選挙すべき委員の数
第1選挙区	6人
第2選挙区	5人
第3選挙区	6人

第4選挙区	7人
第5選挙区	6人
合計	30人

(平成26年6月29日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第19号

平成26年7月6日執行の奈良市農業委員会委員一般選挙に用いる投票用紙の様式等を、次のとおり定めます。

平成26年6月29日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武志

規格・様式

(裏)	(表)
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">候補者氏名</p> <p style="text-align: center;">○注 意</p> <p style="text-align: center;">奈良市農業委員会委員(選挙区)選挙投票</p> <p style="text-align: center;">「1」～「5」</p> <p style="text-align: center;">奈良市選挙管理委員会之印</p> </div> <p>一 候補者の氏名は欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は書かないこと。</p>

- 1 奈良市選挙管理委員会印は、刷り込み式とする。
- 2 投票用紙の大きさは、縦130ミリメートル、横90ミリメートルとする。
- 3 用紙の色
 - 第1選挙区 ピンク色で、文字は黒色とする。
 - 第2選挙区 黄色で、文字は黒色とする。
 - 第3選挙区 白色で、文字は黒色とする。
 - 第4選挙区 鶯色で、文字は黒色とする。
 - 第5選挙区 水色で、文字は黒色とする。
- 4 用紙の紙質
 - 第1選挙区、第2選挙区、第4選挙区、第5選挙区
 - 一般用 色上質紙 中厚口
 - 点字用 色上質紙 特厚口
 - 第3選挙区
 - 一般用 上質紙 70kg
 - 点字用 上質紙 110kg

(平成26年6月29日揭示済)

者を、次のとおり選任しました。

平成26年6月29日

奈良市選挙管理委員会告示第20号

平成26年7月6日執行の奈良市農業委員会の委員の一般選挙の各選挙区における選挙長及びその職務を代理すべき

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武志

選挙区	選挙長	選挙長の職務を代理すべき者
第1選挙区	奈良市六条町342番地 岡嶋桂一	奈良市尼辻北町4番13号 仲西益男
第2選挙区	奈良市六条町342番地 岡嶋桂一	奈良市尼辻北町4番13号 仲西益男
第3選挙区	奈良市六条町342番地 岡嶋桂一	奈良市尼辻北町4番13号 仲西益男
第4選挙区	奈良市六条町342番地 岡嶋桂一	奈良市尼辻北町4番13号 仲西益男
第5選挙区	奈良市六条町342番地 岡嶋桂一	奈良市尼辻北町4番13号 仲西益男

(平成26年6月29日掲示済)

(平成26年6月29日掲示済)

奈良市選挙管理委員会告示第21号

平成26年7月6日執行の奈良市農業委員会委員一般選挙における開票事務は、農業委員会等に関する法律第11条において準用する公職選挙法第79条第1項の規定により、選挙会事務と合同して行います。

平成26年6月29日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武志

奈良市選挙管理委員会告示第22号

平成26年7月6日執行の奈良市農業委員会委員一般選挙における各選挙区各投票所を、次のように設けます。

平成26年6月29日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武志

平成26年7月6日執行 奈良市農業委員会委員一般選挙
投票所一覧

選挙区	投票所名	所在地	投票場所
1	奈良市第1投票区投票所	奈良市雑司町	奈良市立鼓阪小学校講堂
	奈良市第2投票区投票所	奈良市法華寺町	奈良市立一条高等学校記念館
	奈良市第3投票区投票所	奈良市法蓮町	奈良市立佐保小学校講堂
	奈良市第4投票区投票所	奈良市紀寺町	奈良市立飛鳥小学校体育館
	奈良市第5投票区投票所	奈良市西木辻町	奈良市立済美小学校多目的ホール
	奈良市第6投票区投票所	奈良市佐紀町	旧奈良市立佐紀幼稚園
	奈良市第7投票区投票所	奈良市四条大路五丁目	奈良市立都跡小学校体育館
	奈良市第8投票区投票所	奈良市西ノ京町	西ノ京集会所
	奈良市第9投票区投票所	奈良市大安寺二丁目	奈良市立大安寺小学校講堂
2	奈良市第11投票区投票所	奈良市山陵町	みささぎ会館
	奈良市第12投票区投票所	奈良市秋篠町	秋篠町公民館
	奈良市第13投票区投票所	奈良市中山町	なかやま会館
	奈良市第14投票区投票所	奈良市菅原町	奈良市立伏見小学校講堂
	奈良市第15投票区投票所	奈良市西大寺芝町一丁目	西大寺保育園保育室
	奈良市第16投票区投票所	奈良市二名一丁目	奈良市立二名小学校講堂
	奈良市第17投票区投票所	奈良市三碓二丁目	奈良市立富雄中学校北館少人数教室
	奈良市第18投票区投票所	奈良市中町	奈良市立富雄南小学校体育館
3	奈良市第19投票区投票所	奈良市西九条町一丁目	奈良市立辰市小学校体育館
	奈良市第20投票区投票所	奈良市杏町	杏中老人憩いの家
	奈良市第21投票区投票所	奈良市北永井町	奈良市立明治小学校体育館
	奈良市第22投票区投票所	奈良市山町	奈良市立南部公民館
	奈良市第23投票区投票所	奈良市高樋町	南部公民館精華分館
	奈良市第24投票区投票所	奈良市北椿尾町	北椿尾町集会所
	奈良市第25投票区投票所	奈良市米谷町	上の坊庫裏
	奈良市第26投票区投票所	奈良市古市町	奈良市東市地域ふれあい会館
奈良市第27投票区投票所	奈良市茗荷町	奈良市立田原公民館	
奈良市第28投票区投票所	奈良市誓多林町	誓多林町公民館	

4	奈良市第29投票区投票所	奈良市水間町	田原公民館水間分館
	奈良市第30投票区投票所	奈良市柳生町	奈良市立柳生公民館
	奈良市第31投票区投票所	奈良市邑地町	柳生公民館邑地分館
	奈良市第32投票区投票所	奈良市丹生町	奈良市柳生地域ふれあい会館
	奈良市第33投票区投票所	奈良市大柳生町	奈良市立興東中学校校武道場
	奈良市第34投票区投票所	奈良市忍辱山町	忍辱山町集会所
	奈良市第35投票区投票所	奈良市大平尾町	興東公民館大平尾分館
	奈良市第36投票区投票所	奈良市須川町	須川町公民館
	奈良市第37投票区投票所	奈良市北村町	北村町公民館
	奈良市第38投票区投票所	奈良市東鳴川町	東鳴川町公民館
	奈良市第39投票区投票所	奈良市下狭川町	興東公民館狭川分館
	5	奈良市第40投票区投票所	奈良市月ヶ瀬石打
奈良市第41投票区投票所		奈良市月ヶ瀬尾山	農業者研修センター
奈良市第42投票区投票所		奈良市月ヶ瀬長引	長引総合会館
奈良市第43投票区投票所		奈良市月ヶ瀬月瀬	月瀬生活改善センター
奈良市第44投票区投票所		奈良市月ヶ瀬桃香野	桃香野集落センター
奈良市第45投票区投票所		奈良市都祁南之庄町	南之庄公民館
奈良市第46投票区投票所		奈良市都祁吐山町	吐山公民館
奈良市第47投票区投票所		奈良市都祁白石町	白石公民館
奈良市第48投票区投票所		奈良市藺生町	奈良市都祁福祉センター
奈良市第49投票区投票所		奈良市針ヶ別所町	針ヶ別所生活改善センター
奈良市第50投票区投票所		奈良市小倉町	小倉町集会センター
奈良市第51投票区投票所		奈良市上深川町	上深川集落センター
奈良市第52投票区投票所		奈良市荻町	荻公民館
奈良市第53投票区投票所		奈良市針町	針農家組合集落センター
奈良市第54投票区投票所		奈良市都祁小山戸町	小山戸公民館
奈良市第55投票区投票所		奈良市都祁馬場町	馬場生活改善センター

(平成26年6月29日掲示済)

職務を代理すべき者を、次のように選任しました。

平成26年6月29日

奈良市選挙管理委員会告示第23号

平成26年7月6日執行の奈良市農業委員会委員一般選挙における、本市の各選挙区各投票区の投票管理者及びその

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保 武 志

投票管理者・代理者一覧

投票所	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
1	奈良市雑司町39番地	栗原 健二	奈良市奈良阪町2440番地	前田 晃司
2	奈良市法華寺町10番地	森田 秀昭	奈良市法華寺町18番地	辰巳 哲司
3	奈良市六条一丁目37番8号	豊田 實	奈良市法蓮町983番地の4 DOMEマツイ203号	大芝 敏夫
4	奈良市高畑町396番地の1	山田 哲也	奈良市大宮町七丁目2番12号	神田 一
5	奈良市雑司町28番地	鍵田 善則	奈良市秋篠町750番地	野田 敬雄
6	奈良市法蓮町1214番地	木村 隆臣	奈良市佐紀町2167番地	森田 孝一
7	奈良市柏木町517番地の1	山上 光明	奈良市石木町344番地の3	今中 靖訓
8	奈良市西ノ京町272番地の2	木寅 義嗣	奈良市七条一丁目4番12-2号	寺田 理恵
9	奈良市大安寺四丁目4番3号	武野 孝史	奈良市針町2699番地の1	川端 博章

11	奈良市歌姫町1034番地	中嶋 裕之	奈良市山陵町2186番地	片岡 篤美
12	奈良市朱雀四丁目3番地の70	東浦 一郎	奈良市秋篠町726番地の2	河辺 隆雄
13	奈良市二条町一丁目3番13号	福井 康隆	奈良市菅原町439-1	岡田 敬
14	奈良市山陵町224番地	奥田 晴久	奈良市平松一丁目5番4号	辰野 淳子
15	奈良市石木町490番地	池田 有希	奈良市あやめ池南五丁目12番15号	谷 玲子
16	奈良市二名平野二丁目2103番地	山本 浩之	奈良市二名平野一丁目2075番地の1	平田 行正
17	奈良市石木町498番地	今中 秀治	奈良市三碓三丁目6番39号	小畑 健三
18	奈良市中町5004番地の1	山元 礼	奈良市石木町490番地	池田 明年
19	奈良市東九条町368番地	大森 平造	奈良市六条一丁目2番3号	柳田 昌孝
20	奈良市東九条町517番地	堀田 純三	奈良市東九条町465番地	清水 保代
21	奈良市南永井町277番地の3	猪岡 秀光	奈良市北之庄町372番地	宮本 省都世
22	奈良市山町115番地の4	森田 啓一	奈良市山町735番地	垣内 泰子
23	奈良市窪之庄町281番地	矢野 昭弘	奈良市今市町342番地	松本 喜美子
24	奈良市南椿尾町192番地	清水 孝史	奈良市山町88番地	平井 尚成
25	奈良市矢田原町1064番地	久保 英樹	奈良市中畑町274番地	奥田 万智子
26	奈良市山町30番地の3	西村 秀治	奈良市山町703	岡本 欣之
27	奈良市此瀬町344番地	川尻 茂	奈良市中貫町64番地の4	宮坂 敦子
28	奈良市須山町591番地	奥田 勉	奈良市下深川町666番地の1	大谷 幸浩
29	奈良市丹生町1095番地	西窪 常裕	奈良市水間町25番地	米谷 将
30	奈良市丹生町731番地	大西 文治	奈良市都祁友田町69番地の2	澤田 智一
31	奈良市邑地町3063番地の1	平尾 太加夫	奈良市邑地町3062番地の1	平尾 龍男
32	奈良市丹生町832番地	岡田 多恵子	奈良市上深川町494番地	小西 康之
33	奈良市阪原町1909番地	中 知子	奈良市大柳生町3013番地	塚本 大介
34	奈良市大柳生町3622番地	尾上 雅規	奈良市荻町1136番地	浦西 祐作
35	奈良市阪原町909番地	嶋田 康敬	奈良市荻町795番地	今井 典恵
36	奈良市須川町1764番地	新谷 一弘	奈良市狭川両町239番地	奥西 周子
37	奈良市北村町476番地	中田 長富	奈良市大柳生町3617番地	井久保 哲也
38	奈良市平清水町500番地	上林 悟	奈良市雑司町30番地の1	鍵田 孝徳
39	奈良市大柳生町1463番地	東浦 光昭	奈良市下狭川町402番地	松原 利次
40	奈良市月ヶ瀬石打2804番地	溝端 平市	奈良市月ヶ瀬尾山1991番地	東口 和美

41	奈良市月ヶ瀬尾山2263番地	中面 喜久	奈良市月ヶ瀬桃香野4910番地	南浦 昌代
42	奈良市月ヶ瀬長引196番地	中村 好宏	奈良市月ヶ瀬高745番地の2	西久保 栄
43	奈良市月ヶ瀬月瀬312番地	今岡 卓也	奈良市月ヶ瀬高745番地の2	西久保 徹也
44	奈良市月ヶ瀬桃香野4505番地	上久保 多加徳	奈良市月ヶ瀬桃香野5029番地	仲峯 直樹
45	奈良市蘭生町251番地の1	山田 広司	奈良市針ヶ別所町1723番地の1	今谷 紀之
46	奈良市都祁吐山町757番地	森田 昌克	奈良市都祁吐山町203-1	下谷 孝史
47	奈良市蘭生町249番地	岡本 正次	奈良市都祁吐山町2104番地	東 武
48	奈良市蘭生町1025番地	倉西 毅彦	奈良市都祁南之庄町1112番地	中川 裕美
49	奈良市針ヶ別所町649番地	福住 博邦	奈良市都祁吐山町2170番地	乾 和也
50	奈良市都祁友田町322番地	一井 達史	奈良市針ヶ別所町1163-1	玉越 芳忠
51	奈良市都祁友田町895番地	西畑 元嗣	奈良市都祁吐山町2355番地	中島 広貴
52	奈良市小倉町610番地	大井 克也	奈良市上深川町503番地	東川 重和
53	奈良市都祁吐山町1466番地	大東 建志	奈良市上深川町192-4	奥野 鉄也
54	奈良市都祁小山戸町1178番地	森田 佳久	奈良市来迎寺町100番地	小西 正信
55	奈良市都祁馬場町403番地	山口 浩史	奈良市上深川町983番地の5	今北 治

(平成26年6月29日揭示済)

における各選挙区の期日前投票所を、次の場所に設けます。
平成26年6月29日

奈良市選挙管理委員会告示第24号

平成26年7月6日執行の奈良市農業委員会委員一般選挙

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保 武 志

選挙区	期日前投票所名	期日前投票所の場所
第1選挙区	奈良市役所期日前投票所	奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所北棟6階第15会議室
第2選挙区	奈良市役所期日前投票所	奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所北棟6階第15会議室
第3選挙区	奈良市役所期日前投票所	奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所北棟6階第15会議室
第4選挙区	奈良市役所期日前投票所	奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所北棟6階第15会議室
第5選挙区	奈良市役所期日前投票所	奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所北棟6階第15会議室

(平成26年6月29日揭示済)

務を代理すべき者を、次のように選任しました。
平成26年6月29日

奈良市選挙管理委員会告示第25号

平成26年7月6日執行の奈良市農業委員会委員一般選挙
における奈良市役所期日前投票所の投票管理者及びその職

奈良市選挙管理委員会

委員長 西久保 武 志

職務を行うべき日	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住所	氏名	住所	住所
平成26年6月30日	奈良市忍辱山町1049番地	奥西 滉	奈良市月ヶ瀬石打748番地	西本 一夫
平成26年7月1日	奈良市忍辱山町1049番地	奥西 滉	奈良市月ヶ瀬石打748番地	西本 一夫

平成26年7月2日	奈良市忍辱山町1049番地	奥西 滉	奈良市月ヶ瀬石打748番地	西本 一夫
平成26年7月3日	奈良市忍辱山町1049番地	奥西 滉	奈良市月ヶ瀬石打748番地	西本 一夫
平成26年7月4日	奈良市忍辱山町1049番地	奥西 滉	奈良市月ヶ瀬石打748番地	西本 一夫
平成26年7月5日	奈良市忍辱山町1049番地	奥西 滉	奈良市月ヶ瀬石打748番地	西本 一夫

(平成26年6月29日揭示済)

奈良市役所北棟6階第15会議室
(平成26年6月29日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第26号

平成26年7月6日執行の奈良市農業委員会委員一般選挙における不在者投票管理者の事務取扱場所並びに不在者投票用の投票用紙及び投票用封筒の交付場所並びに不在者投票の記載場所を、次のように定めます。

平成26年6月29日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武 志

不在者投票記載場所等 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市選挙管理委員会告示第27号

平成26年7月6日執行の奈良市農業委員会委員一般選挙における第1選挙区から第5選挙区の選挙会は、次の日時及び場所において行います。

平成26年6月29日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武 志

選挙区	日 時	場 所
第1選挙区	平成26年7月6日(日) 午後9時30分	奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所中央棟6階正庁
第2選挙区	平成26年7月6日(日) 午後6時00分	奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所北棟6階第22会議室
第3選挙区	平成26年7月6日(日) 午後6時15分	奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所北棟6階第22会議室
第4選挙区	平成26年7月6日(日) 午後6時30分	奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所北棟6階第22会議室
第5選挙区	平成26年7月6日(日) 午後6時45分	奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所北棟6階第22会議室

(平成26年6月29日揭示済)

奈良市農業委員会委員一般選挙第1選挙区選挙長告示第1号

平成26年7月6日執行の奈良市農業委員会委員一般選挙における第1選挙区の選挙長の印を次のとおり定めます。

平成26年6月29日

奈良市農業委員会委員一般選挙第1選挙区
選挙長 岡 嶋 桂 一

次のとおり省略

(平成26年6月29日揭示済)

奈良市農業委員会委員一般選挙第2選挙区選挙長告示第1号

平成26年7月6日執行の奈良市農業委員会委員一般選挙における第2選挙区の選挙長の印を次のとおり定めます。

平成26年6月29日

奈良市農業委員会委員一般選挙第2選挙区
選挙長 岡 嶋 桂 一

次のとおり省略

(平成26年6月29日揭示済)

奈良市農業委員会委員一般選挙第3選挙区選挙長告示第1号

平成26年7月6日執行の奈良市農業委員会委員一般選挙における第3選挙区の選挙長の印を次のとおり定めます。

平成26年6月29日

奈良市農業委員会委員一般選挙第3選挙区
選挙長 岡 嶋 桂 一

次のとおり省略

(平成26年6月29日揭示済)

奈良市農業委員会委員一般選挙第4選挙区選挙長告示第1号

平成26年7月6日執行の奈良市農業委員会委員一般選挙における第4選挙区の選挙長の印を次のとおり定めます。

平成26年6月29日

奈良市農業委員会委員一般選挙第4選挙区
選挙長 岡 嶋 桂 一

次のとおり省略

(平成26年6月29日揭示済)

奈良市農業委員会委員一般選挙第5選挙区選挙長告示第1号

平成26年7月6日執行の奈良市農業委員会委員一般選挙における第5選挙区の選挙長の印を次のとおり定めます。

平成26年6月29日

奈良市農業委員会委員一般選挙第5選挙区

選挙長 岡嶋桂一

次のとおり省略

(平成26年6月29日揭示済)

奈良市農業委員会委員一般選挙第1選挙区選挙長告示第2号

平成26年7月6日執行の奈良市農業委員会委員一般選挙における第1選挙区の選挙長の事務は次の場所において行います。

平成26年6月29日

奈良市農業委員会委員一般選挙第1選挙区
選挙長 岡嶋桂一

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟6階 第22会議室	平成26年6月29日 午前8時30分から 正午まで
奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟4階 選挙管理委員会事務局	平成26年6月29日 正午以後

(平成26年6月29日揭示済)

奈良市農業委員会委員一般選挙第2選挙区選挙長告示第2号

平成26年7月6日執行の奈良市農業委員会委員一般選挙における第2選挙区の選挙長の事務は次の場所において行います。

平成26年6月29日

奈良市農業委員会委員一般選挙第2選挙区
選挙長 岡嶋桂一

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟6階 第22会議室	平成26年6月29日 午前8時30分から 正午まで
奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟4階 選挙管理委員会事務局	平成26年6月29日 正午以後

(平成26年6月29日揭示済)

奈良市農業委員会委員一般選挙第3選挙区選挙長告示第2号

平成26年7月6日執行の奈良市農業委員会委員一般選挙における第3選挙区の選挙長の事務は次の場所において行います。

平成26年6月29日

奈良市農業委員会委員一般選挙第3選挙区
選挙長 岡嶋桂一

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟6階 第22会議室	平成26年6月29日 午前8時30分から 正午まで
奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟4階 選挙管理委員会事務局	平成26年6月29日 正午以後

(平成26年6月29日揭示済)

奈良市農業委員会委員一般選挙第4選挙区選挙長告示第2号

平成26年7月6日執行の奈良市農業委員会委員一般選挙における第4選挙区の選挙長の事務は次の場所において行います。

平成26年6月29日

奈良市農業委員会委員一般選挙第4選挙区
選挙長 岡嶋桂一

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟6階 第22会議室	平成26年6月29日 午前8時30分から 正午まで
奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟4階 選挙管理委員会事務局	平成26年6月29日 正午以後

(平成26年6月29日揭示済)

奈良市農業委員会委員一般選挙第5選挙区選挙長告示第2号

平成26年7月6日執行の奈良市農業委員会委員一般選挙における第5選挙区の選挙長の事務は次の場所において行います。

平成26年6月29日

奈良市農業委員会委員一般選挙第5選挙区
選挙長 岡嶋桂一

奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟6階 第22会議室	平成26年6月29日 午前8時30分から 正午まで
奈良市二条大路南一丁目1番1号 奈良市役所 北棟4階 選挙管理委員会事務局	平成26年6月29日 正午以後

(平成26年6月29日揭示済)

奈良市農業委員会委員一般選挙第1選挙区選挙長告示第3号

平成26年7月6日執行の奈良市農業委員会委員一般選挙における第1選挙区の選挙立会人を定めるくじは、次の日時および場所において行います。

平成26年6月29日

奈良市農業委員会委員一般選挙第1選挙区
選挙長 岡嶋桂一

- 日時 平成26年7月4日(金) 午前10時から
- 場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第18会議室

(平成26年6月29日揭示済)

奈良市農業委員会委員一般選挙第2選挙区選挙長告示第3号

平成26年7月6日執行の奈良市農業委員会委員一般選挙における第2選挙区の選挙立会人を定めるくじは、次の日時および場所において行います。

平成26年6月29日
奈良市農業委員会委員一般選挙第2選挙区
選挙長 岡嶋桂一

- 日時 平成26年7月4日(金)午前10時から
- 場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第18会議室
(平成26年6月29日揭示済)

奈良市農業委員会委員一般選挙第3選挙区選挙長告示第3号

平成26年7月6日執行の奈良市農業委員会委員一般選挙における第3選挙区の選挙立会人を定めるくじは、次の日時および場所において行います。

平成26年6月29日
奈良市農業委員会委員一般選挙第3選挙区
選挙長 岡嶋桂一

- 日時 平成26年7月4日(金)午前10時から
- 場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第18会議室
(平成26年6月29日揭示済)

奈良市農業委員会委員一般選挙第4選挙区選挙長告示第3号

平成26年7月6日執行の奈良市農業委員会委員一般選挙における第4選挙区の選挙立会人を定めるくじは、次の日時および場所において行います。

平成26年6月29日

奈良市農業委員会委員一般選挙第4選挙区
選挙長 岡嶋桂一

- 日時 平成26年7月4日(金)午前10時から
- 場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第18会議室
(平成26年6月29日揭示済)

奈良市農業委員会委員一般選挙第5選挙区選挙長告示第3号

平成26年7月6日執行の奈良市農業委員会委員一般選挙における第5選挙区の選挙立会人を定めるくじは、次の日時および場所において行います。

平成26年6月29日
奈良市農業委員会委員一般選挙第5選挙区
選挙長 岡嶋桂一

- 日時 平成26年7月4日(金)午前10時から
- 場所 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第18会議室
(平成26年6月29日揭示済)

奈良市農業委員会委員一般選挙第1選挙区選挙長告示第4号

平成26年7月6日執行の奈良市農業委員会委員一般選挙の第1選挙区の候補者として次のとおり届出がありました。

平成26年6月29日
奈良市農業委員会委員一般選挙第1選挙区
選挙長 岡嶋桂一

立候補届出年月日	届出受理番号	ふりがな候補者氏名	性別	年齢	本籍	住所	生年月日	党派別	職業	本人推薦別
平成26年6月29日	1	なかた たけふみ 中田 武文	男	72	奈良県奈良市	奈良県奈良市白毫寺町175番地	昭和17年3月30日	無所属	農業	本人
平成26年6月29日	2	おおにし たかお 大西 崇夫	男	78	奈良県奈良市	奈良県奈良市法蓮町654番地の1	昭和11年7月1日	無所属	農業	本人
平成26年6月29日	3	きたなか まさずみ 北中 正純	男	67	奈良県奈良市	奈良県奈良市尼辻南町2番24号	昭和22年5月4日	無所属	会社員	推薦
平成26年6月29日	4	ひらた よしみち 平田 芳道	男	78	奈良県奈良市	奈良県奈良市般若寺町201番地	昭和10年9月23日	無所属	農業	本人
平成26年6月29日	5	たけの よしお 武野 義男	男	76	奈良県奈良市	奈良県奈良市大安寺四丁目4番30号	昭和13年2月13日	無所属	農業	本人
平成26年6月29日	6	いこま けんじ 生駒 堅治	男	64	奈良県奈良市	奈良県奈良市川上町93番地	昭和24年12月13日	無所属	農業	本人
平成26年6月29日	7	よしむら のぶお 吉村 信男	男	71	奈良県奈良市	奈良県奈良市五条町17番15号	昭和18年3月10日	無所属	農業	推薦

(平成26年6月29日揭示済)

奈良市農業委員会委員一般選挙第2選挙区選挙長告示第4号

平成26年7月6日執行の奈良市農業委員会委員一般選挙

の第2選挙区の候補者として次のとおり届出がありました。

平成26年6月29日
奈良市農業委員会委員一般選挙第2選挙区
選挙長 岡嶋桂一

立候補届 出年月日	届出受 理番号	ふりがな 候補者氏名	性別	年齢	本籍	住所	生年月日	党派別	職業	本人 推薦別
平成26年 6月29日	1	いまなか はつお 今中 初雄	男	76	奈良県奈良市	奈良県奈良市 石木町274番地	昭和13年 2月24日	無所属	農業	推薦
平成26年 6月29日	2	はせがわ よしひろ 長谷川 義廣	男	74	奈良県奈良市	奈良県奈良市 菅原町596番地	昭和14年 10月15日	無所属	農業	本人
平成26年 6月29日	3	かとう つぎお 加藤 次夫	男	66	奈良県奈良市	奈良県奈良市 山陵町219番地	昭和23年 3月6日	無所属	不動産 賃貸	本人
平成26年 6月29日	4	しまだ けいどう 嶋田 圭堂	男	70	奈良県奈良市	奈良県奈良市 秋篠町905番地の 1	昭和18年 9月8日	無所属	農業	本人
平成26年 6月29日	5	おおはた みのる 大畑 稔	男	74	奈良県奈良市	奈良県奈良市 三碓四丁目3番 2号	昭和15年 1月19日	無所属	農業	本人

(平成26年6月29日掲示済)

の第3選挙区の候補者として次のとおり届出がありました。

平成26年6月29日

奈良市農業委員会委員一般選挙第3選挙区選挙長告示第4号

奈良市農業委員会委員一般選挙第3選挙区
選挙長 岡嶋桂一

平成26年7月6日執行の奈良市農業委員会委員一般選挙

立候補届 出年月日	届出受 理番号	ふりがな 候補者氏名	性別	年齢	本籍	住所	生年月日	党派別	職業	本人 推薦別
平成26年 6月29日	1	いまざと まさあき 今里 勝亮	男	66	奈良県奈良市	奈良県奈良市 八島町250番地	昭和22年 7月17日	無所属	農業	推薦
平成26年 6月29日	2	まつむら ならたろう 松村 権太郎	男	73	奈良県奈良市	奈良県奈良市 今市町427番地	昭和15年 10月23日	無所属	農業	本人
平成26年 6月29日	3	やまなか ひろし 山中 浩	男	74	奈良県奈良市	奈良県奈良市 北之庄町394番地	昭和14年 10月2日	無所属	農業	本人
平成26年 6月29日	4	たにぐち きよし 谷口 清志	男	70	奈良県奈良市	奈良県奈良市 東九条町252番地 の3	昭和19年 4月22日	無所属	農業	本人
平成26年 6月29日	5	おおにし しげみ 大西 繁實	男	70	奈良県奈良市	奈良県奈良市 南永井町213番地	昭和19年 2月21日	無所属	農業	本人
平成26年 6月29日	6	たつみ かずたか 巽 一孝	男	71	奈良県奈良市	奈良県奈良市 中畑町401番地	昭和18年 4月2日	無所属	農業	本人

(平成26年6月29日掲示済)

の第4選挙区の候補者として次のとおり届出がありました。

平成26年6月29日

奈良市農業委員会委員一般選挙第4選挙区選挙長告示第4号

奈良市農業委員会委員一般選挙第4選挙区
選挙長 岡嶋桂一

平成26年7月6日執行の奈良市農業委員会委員一般選挙

立候補届 出年月日	届出受 理番号	ふりがな 候補者氏名	性別	年齢	本籍	住所	生年月日	党派別	職業	本人 推薦別
平成26年 6月29日	1	おかだ よしふみ 岡田 嘉文	男	69	奈良県奈良市	奈良県奈良市 狭川東町175番地	昭和19年 8月21日	無所属	農業	本人
平成26年 6月29日	2	なかお よしなが 中尾 義永	男	51	奈良県奈良市	奈良県奈良市 日笠町648番地	昭和38年 3月10日	無所属	農業	本人
平成26年 6月29日	3	たつみ みつぐ 辰巳 貢	男	67	奈良県奈良市	奈良県奈良市 南庄町358番地	昭和22年 7月4日	無所属	農業	本人

平成26年 6月29日	4	なかた きよふみ 中田 清文	男	49	奈良県奈良市	奈良県奈良市 阪原町1725番地	昭和39年 12月30日	無所属	建設業	本人
平成26年 6月29日	5	すがわ あきお 須川 章夫	男	65	奈良県奈良市	奈良県奈良市 水間町1102番地	昭和23年 9月19日	無所属	農業	本人
平成26年 6月29日	6	おぎた せいご 萩田 精吾	男	67	奈良県奈良市	奈良県奈良市 柳生町67番地	昭和21年 10月27日	無所属	農業	本人
平成26年 6月29日	7	やまなか まさみつ 山中 正三	男	63	奈良県奈良市	奈良県奈良市 大柳生町1601番地	昭和26年 2月6日	無所属	農業	推薦

(平成26年6月29日揭示済)

奈良市農業委員会委員一般選挙第5選挙区選挙長告示第4号

平成26年7月6日執行の奈良市農業委員会委員一般選挙

の第5選挙区の候補者として次のとおり届出がありました。
平成26年6月29日

奈良市農業委員会委員一般選挙第5選挙区
選挙長 岡嶋桂一

立候補届 出年月日	届出受 理番号	ふりがな 候補者氏名	性別	年齢	本籍	住所	生年月日	党派別	職業	本人 推薦別
平成26年 6月29日	1	にしい たかし 西井 隆	男	67	奈良県奈良市	奈良県奈良市 針町3291番地	昭和22年 5月17日	無所属	農業	本人
平成26年 6月29日	2	よしい しげじ 吉井 茂次	男	62	奈良県奈良市	奈良県奈良市 都祁白石町2979 番地の2	昭和27年 3月28日	無所属	畳製造 業	本人
平成26年 6月29日	3	ふじおか まさのり 藤岡 正則	男	64	奈良県奈良市	奈良県奈良市 都祁相河町124番地	昭和24年 10月21日	無所属	農業	本人
平成26年 6月29日	4	くぼた きよたか 久保田 清隆	男	66	奈良県奈良市	奈良県奈良市 月ヶ瀬桃香野 4461番地	昭和23年 4月8日	無所属	農業	本人
平成26年 6月29日	5	こにし いさお 小西 功	男	61	奈良県奈良市	奈良県奈良市 月ヶ瀬長引436番地 の1	昭和28年 1月10日	無所属	農業	本人
平成26年 6月29日	6	いまい かつみ 今井 勝美	男	57	奈良県奈良市	奈良県奈良市 萩町795番地	昭和31年 10月21日	無所属	農業	推薦

(平成26年6月29日揭示済)

奈良市農業委員会委員一般選挙第2選挙区選挙長告示第5号

平成26年7月6日執行の奈良市農業委員会委員一般選挙において第2選挙区は、届出のあった候補者がその選挙区の委員の定数を超えないため、投票は行いません。

平成26年6月29日

奈良市農業委員会委員一般選挙第2選挙区
選挙長 岡嶋桂一
(平成26年6月29日揭示済)

奈良市農業委員会委員一般選挙第3選挙区選挙長告示第5号

平成26年7月6日執行の奈良市農業委員会委員一般選挙において第3選挙区は、届出のあった候補者がその選挙区の委員の定数を超えないため、投票は行いません。

平成26年6月29日

奈良市農業委員会委員一般選挙第3選挙区

選挙長 岡嶋桂一
(平成26年6月29日揭示済)

奈良市農業委員会委員一般選挙第4選挙区選挙長告示第5号

平成26年7月6日執行の奈良市農業委員会委員一般選挙において第4選挙区は、届出のあった候補者がその選挙区の委員の定数を超えないため、投票は行いません。

平成26年6月29日

奈良市農業委員会委員一般選挙第4選挙区
選挙長 岡嶋桂一
(平成26年6月29日揭示済)

奈良市農業委員会委員一般選挙第5選挙区選挙長告示第5号

平成26年7月6日執行の奈良市農業委員会委員一般選挙において第5選挙区は、届出のあった候補者がその選挙区の委員の定数を超えないため、投票は行いません。

平成26年6月29日

奈良市農業委員会委員一般選挙第5選挙区
選挙長 岡嶋桂一
(平成26年6月29日揭示済)

議 会

奈良市議会告示第1号

議会議長 土田敏朗は、本日の議会定例会において、議会議長を辞職しました。

平成26年6月24日

奈良市議会副議長
高杉美根子
(平成26年6月24日揭示済)

奈良市議会告示第2号

議会議員 土田敏朗は、本日の議会定例会において、議会議長に当選しました。

平成26年6月24日

奈良市議会議長
土田敏朗
(平成26年6月24日揭示済)

奈良市議会告示第3号

議会副議長 高杉美根子は、本日の議会定例会において、議会副議長を辞職しました。

平成26年6月25日

奈良市議会議長
土田敏朗
(平成26年6月25日揭示済)

奈良市議会告示第4号

議会議員 東久保耕也は、本日の議会定例会において、議会副議長に当選しました。

平成26年6月25日

奈良市議会議長
土田敏朗
(平成26年6月25日揭示済)

奈良市議会告示第5号

本日の議会運営委員会の委員全員が辞任したので、議会定例会において、次のとおり議会運営委員会の委員を選任しました。

平成26年6月25日

奈良市議会議長
土田敏朗

道 端 孝 治
八 尾 俊 宏
階 戸 幸 一
鍵 田 美智子
山 本 憲 宥
北 良 晃

伊 藤 剛
内 藤 智 司
森 岡 弘 之
井 上 昌 弘
松 岡 克 彦
中 西 吉 日 出

(平成26年6月25日揭示済)

奈良市議会告示第6号

平成26年6月25日、次の者が議会運営委員会の委員長及び副委員長に当選しました。

平成26年6月26日

奈良市議会議長
土田敏朗

委員長 森岡弘之
副委員長 山本憲宥

(平成26年6月26日揭示済)

奈良市議会告示第7号

本日、議会常任委員会の委員全員が辞任したので、次のとおり議会常任委員会の委員を選任しました。

平成26年6月26日

奈良市議会議長
土田敏朗

総務委員会

九 里 雄 二
北 良 晃
内 藤 智 司
土 田 敏 朗
森 岡 弘 之
山 口 裕 司
森 田 一 成

観光文教委員会

藤 田 幸 代
階 戸 幸 一
今 西 正 延
山 本 憲 宥
小 川 正 一
北 村 拓 哉
上 原 雋
中 西 吉 日 出

厚生消防委員会

道 端 孝 治
酒 井 孝 江
横 井 雄 一
白 井 健 太 郎
鍵 田 美 智 子
宮 池 明
松 岡 克 彦
松 田 末 作

市民環境委員会

松 下 幸 治
 太 田 晃 司
 柿 本 元 氣
 山 本 直 子
 伊 藤 剛 夫
 松 村 和 夫
 三 浦 教 次
 植 村 佳 史

建設企業委員会

八 尾 俊 宏
 東久保 耕 也
 山 口 誠
 浅 川 仁
 山 中 益 敏
 高 杉 美 根 子
 松 石 聖 一
 井 上 昌 弘

予算決算委員会

松 下 幸 治
 道 端 孝 治
 太 田 晃 司
 八 尾 俊 宏
 柿 本 元 氣
 九 里 雄 二
 藤 田 幸 代
 酒 井 孝 江
 階 戸 幸 一
 横 井 雄 一
 山 本 直 子
 白 川 健 太 郎
 今 西 正 延
 鍵 田 美 智 子
 山 本 憲 宥
 東久保 耕 也
 北 良 晃
 宮 池 明
 伊 藤 智 剛
 内 藤 智 司
 山 口 誠
 松 村 和 夫
 小 川 正 一
 北 村 拓 哉
 浅 川 仁
 三 浦 教 次
 植 村 佳 史
 上 原 雋
 森 岡 弘 之
 山 中 益 敏
 高 杉 美 根 子
 松 石 聖 一
 井 上 昌 弘

松 岡 克 彦
 山 口 裕 司
 森 田 一 成
 中 西 吉 日 出
 松 田 末 作

(平成26年6月26日揭示済)

奈良市議会告示第8号

本日、次の者が議会常任委員会の委員長及び副委員長に
当選しました。

平成26年6月26日

奈良市議会議長

土田敏朗

総務委員長	北	良	晃
同副委員長	内	藤	智
観光文教委員長	階	戸	幸
同副委員長	藤	田	幸
厚生消防委員長	宮	池	明
同副委員長	道	端	孝
市民環境委員長	三	浦	教
同副委員長	山	本	直
建設企業委員長	井	上	昌
同副委員長	八	尾	俊
予算決算委員長	東久保	耕	也
同副委員長	森	岡	弘

(平成26年6月26日揭示済)

奈良市議会告示第9号

本日、奈良市広報広聴委員会の委員全員が辞任したので、
次のとおり奈良市広報広聴委員会の委員を選任しました。

平成26年6月26日

奈良市議会議長

土田敏朗

道	端	孝	治
太	田	晃	司
八	尾	俊	宏
柿	本	元	氣
九	里	雄	二
横	井	雄	一
白	川	健	太 郎
三	浦	教	次
山	中	益	敏
山	口	裕	司

(平成26年6月26日揭示済)

奈良市議会告示第10号

本日、次の者が奈良市広報広聴委員会の委員長及び副委
員長に当選しました。

平成26年6月26日

奈良市議会議長

土田敏朗

委員長	山	中	益	敏
副委員長	太	田	晃	司

(平成26年6月26日揭示済)

奈良市民憲章

奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。

奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。

奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。

奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。

奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。